



人権を尊重し労働者を保護する持続可能な公共調達を考える

～国際的潮流と国内外の事例を踏まえて～

## 日本の公共調達への4つの提言と 提言に対するステークホルダーの意見

一般財団法人 CSOネットワーク  
代表理事 古谷由紀子

# 一般財団法人CSOネットワーク



- 1999年 設立
- 2011年 一般財団法人化
- ビジョン「一人一人の尊厳が保障される公正で持続可能な社会の実現」
- ミッション「公正で持続可能な社会に向けた価値ある取り組みを見出し、マルチステークホルダーの参画による社会課題解決を促す」



## CSOネットワークの活動

### 企業の責任あるビジネスの推進・支援

- CSR、ESG、SDGs、人権尊重等にもとづく責任あるビジネスの促進・支援
- 中小企業のサステナブル経営の実践と普及
- 海外組織との連携

### 持続可能な地域づくり

- 目標・指標づくりを通じたコミュニティ支援
- 調査や研修等を通じた、行政や企業等地域の様々なステークホルダー支援

### 市民社会の強化

- 持続可能な市民社会のための人材育成・情報提供
- ネットワークづくり・参画

### プログラム評価の実践と普及

- 有用かつ健全な評価文化の推進





# 公共調達への提言について

- 2022年12月20日午後の高崎真一ILO駐日代表とともに、中谷元・首相補佐官（国際人権問題担当）に政府調達での人権尊重の取り組み促進についての提言を提出
- 提言
  - 「持続可能な公共調達推進に関する第一次提言  
～バリューチェーンにおける責任ある企業行動・労働慣行の促進に向けて～」



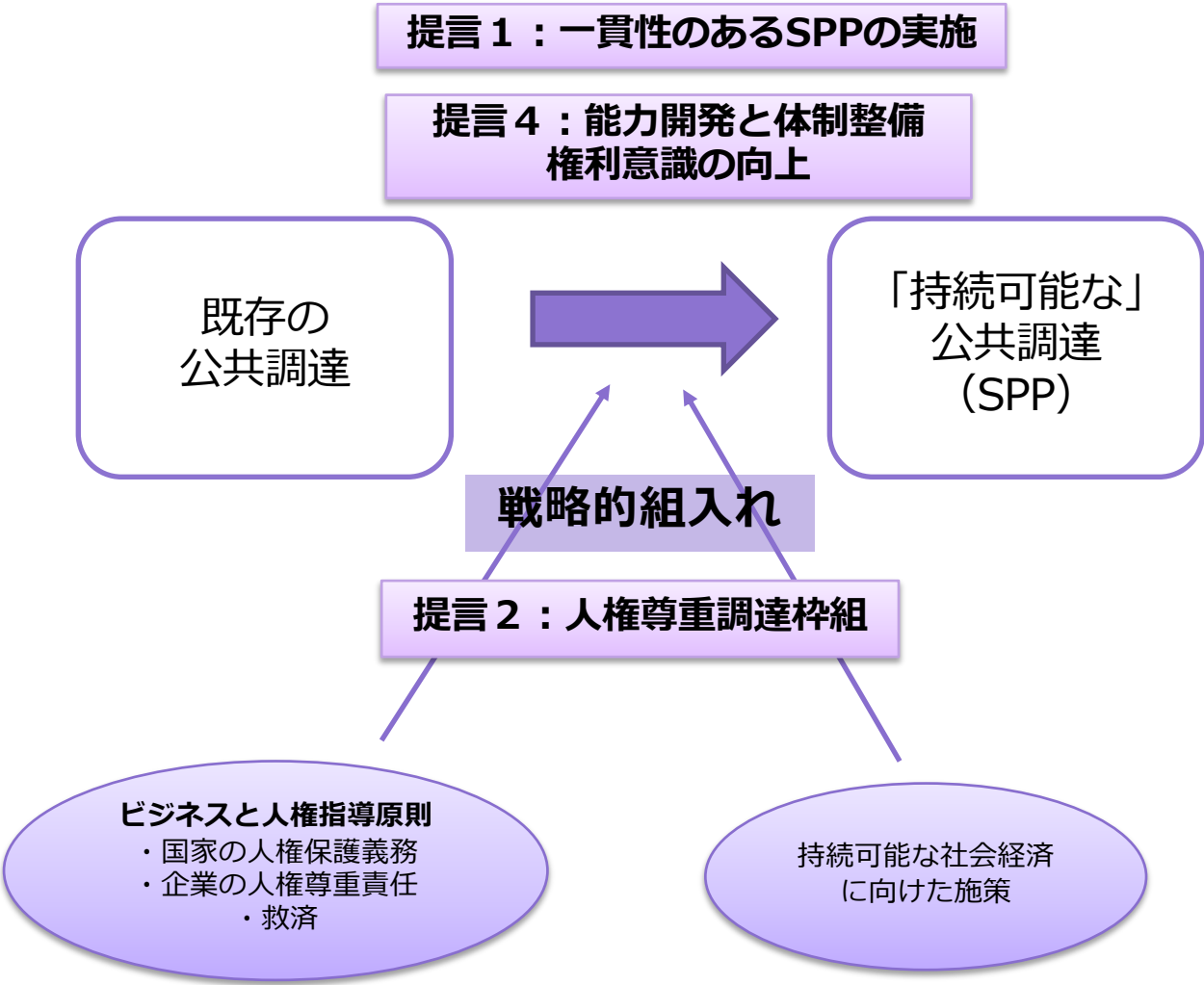
# 本提言について



- 本提言は、CSO ネットワークと国際労働機関（ILO）駐日事務所の共同調査事業“Towards a sustainable society through promoting business respect for human rights in government public procurement”（2022年6月～2023年12月）における初期の調査結果に基づいた暫定的な提案
- CSO ネットワークでは、多様なステークホルダーとの対話・連携を通じて、「ビジネスと人権」に関する理解と実践、責任あるビジネスを促進するための取組みを実施
- 持続可能な公共調達（SPP）については、2016年度より主として地方自治体の調達の持続可能性に関する調査を開始し、人権・労働など社会面を含むSPPのあり方を日本社会の文脈の中で検討
- 本提言については、さらなる国内外の文献調査と、公労使、市民社会、アカデミア等ステークホルダーとのダイアログを踏まえてブラッシュアップを行い、2023年中に提言を含めた最終報告書にまとめる予定



# 本提言の全体像



## 責任ある企業行動



サプライチェーンを通じた  
人権保護

公正な市場

提言3: 苦情処理  
メカニズム



誰一人取り残さない  
持続可能な社会経済

持続可能な公共サービス



# 政府方針に基づいた一貫性のある持続可能な公共調達（SPP）の推進

SPPは、経済・環境・社会の進歩に積極的に貢献するとともに、人々・地球・社会に対する「負」の影響への対応を促進することで、持続可能な社会実現の政策手段となり得る

- **提言1.1「政策実現の手段として一貫性のあるSPPの実施」**
  - SPPを政策実現の手段として明確に位置付ける
    - \* 事例：「EU公共調達指令」と「Buying Social – A guide to taking account of social considerations in public procurement – Second edition」の発行
  - 政策の一貫性を図るために、付带的個別政策と会計法令の関係性を規定するルールを作成する
- **提言1.2「国家が人権保護義務を果たすために、調達枠組に人権基準を組入れる」**
  - SPPの政府方針に「人権を保護する義務を果たすため、政府は公共調達の案件受託企業を監督すること（指導原則5）」「受託企業による人権尊重を促進すべく自ら模範を示し企業の行動変容を促すこと（指導原則6）」を明示する
  - 政府は、公共調達におけるビジネスの主体として、自らサプライチェーンのデューディリジェンスを行う
- **提言1.3「SPPの推進におけるステークホルダーとの対話と協働」**
  - 調達の全てのプロセスにおいて、持続可能性や人権に関するステークホルダーの参加を促進し、実効性と透明性を確保する
    - \* 事例：OECDの調査に見るステークホルダーエンゲージメント



## ステークホルダーからの意見

- ・政府自身がしっかり人権DDの取組をすべき、企業の後ろ盾になるように
- ・しっかり人権リスクの評価をしてほしいが、政府にとっても難しいだろう
- ・海外の人権侵害に関する情報収集の体制が必要であり、提言に追加してもいい
- ・個別のケースや現地の情報などステークホルダーとの協議のなかでの情報収集も考えられる
- ・国際人権NGOだけではなく国内のNGOや活動家などからの情報収集も大事
- ・主管庁、責任者をどうするかの実体化が必要
- ・中小企業については、その実態（規模、サプライヤーに組み込まれているかどうか）の考慮、要求によっては排除されることの問題、中小企業の意識の向上、支援の課題などがある
- ・自治体向けの提言もしてはどうか。
- ・企業は市場から締め出されるというほうが危機意識を持ちやすい
- ・法的枠組みの検討（基本法、拘束力に範囲、義務化、実効性を担保する枠組みなど）
- ・あるべき姿を示すのか、現実のレベルにどの程度合わせるのか、方向性や着地点を検討する必要
- ・NGOと連携した枠組みは非現実的
- ・日本では市民社会がチェックするという形は難しいのではないか



# 企業行動が人権や経済的社会的進展にもたらす「正」と「負」の影響を考慮した「人権尊重調達枠組み」の策定

- **提言2.1「人権尊重『調達計画』の策定」**
  - 1) グローバル・サプライチェーンも含めた人権リスクの特定・評価
  - 2) ステークホルダーとの協議
  - 3) 社会経済的価値創出の考慮
- **提言2.2「落札前措置（入札参加資格及び落札者選定基準）への人権保護の組入れ」**
  - 1) 人権侵害企業の入札参加資格の停止
  - 2) 資格登録の際の啓発を目的とした人権尊重手続き
  - 3) 人権リスクへの対処の入札参加資格要件への組入れ
  - 4) 落札者選定における「社会的経済的価値創出」への加点
- **提言2.3「契約(契約遵守事項)」への人権基準の組入れ**
- **提言2.4「契約管理における人権保護促進に向けた情報開示とモニタリング等の実施」**
  - 1) 企業への取組み報告の要請
  - 2) リスクベースのモニタリング・監査
  - 3) 違反状況の改善の促進





## ステークホルダーからの意見

- 加点方式を上手に、しかし、「正負」のバランスを考慮が必要
- 組合潰しをするという労働基本権の侵害がありながら賃上げを評価するのは問題
- 視点1 : 予防に重点を置くか、実際の人権侵害に重点を置くか
- 視点2 : 外形的基準の重視か、人権の負の影響という実質的基準の重視か
- 視点3 : 個別的人権課題ベースか、普遍的な人権ベースか
- 横断的な調達（例.環境要件に社会要件を組み込む）を考えるとよい
- 制度に盛り込む際の実効性が課題
- サプライチェーンの把握よりもきちんと取組を行うことが重要
- 労働条件は労使対話のプロセスが重要
- 東京オリパラの調達コードも参考になる
- 民間の評価やISO等のマネジメントシステム認証の導入が有効か
- 人権のみではなくサステナビリティ全般の横断的なプラットフォームで進めることが必要



## 提言3

### 政府による「苦情処理メカニズム」の提供

- 提言3.1相談・苦情さらに救済まで一貫した対応を行う相談・苦情処理機関の設置
- 提言3.2相談・苦情処理機関の運用におけるステークホルダー連携

### ステークホルダーからの意見

- 王道としては人権機関の設置が必要  
(独立性を担保し、迅速かつ公平な判断ができるかがポイント)
- 束ねる必要はなく、いろいろあってよい、つなぐ発想もほしい
- 通報前の改善提案の機会の提供があってもよい



### SPP推進のための能力開発と体制整備、国民の権利意識の醸成

- ・ 提言4.1「効果的なSPP実施のための能力強化と体制整備」
- ・ 提言4.2「相談・苦情処理業務を担う人材の育成」
- ・ 提言4.3「国民・市民への啓発・権利意識の醸成」

#### ステークホルダーからの意見

- ・ 人材育成が重要
- ・ 国民の人権意識の啓発・権利意識の醸成必要
- ・ 人権情報収集体制
- ・ 取り組み促進のために、何から手を付けるのか、横断的規制を入れるとしたらどのような切り口があるのか、体系的な形にはどのような形がありうるのかを考える必要がある
- ・ 枠組みだけでなく、手法など動かしていくポイントを示すといいのではないか
- ・ ドライビングフォースとなるのは労働者・労働組合の要求
- ・ 成果や効果を示すことも重要